

長第 07280002 号  
令和 2 年 7 月 28 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様  
(介護保険法による医療みなし指定事業者を含む)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請について（ご案内）  
(介護施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業等)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制の構築や感染症防止のための環境整備の取組に対する支援及び新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスを継続して提供するために必要な業務に従事した職員に対する慰労金を支給するため、国の第 2 次補正予算に基づき標記補助金を交付することとなりました。

つきましては、標記補助金の交付を希望する場合は、下記の「和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金等交付要綱」(以下「交付要綱」という。)、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）申請要領」(以下「申請要領」という。) 及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）申請書記載マニュアル」(以下「申請書記載マニュアル」という。) をご確認の上、期限内に交付申請書等関係書類を提出いただきますよう、お願いします。

なお、本通知は、法人に対して 1 通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所等あて通知いただきますようお願いします（補助金の交付申請は、法人が各事業所等分について行う必要があります。）。

## 記

### I 支援策の概要

1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 ※詳細は申請要領参照

#### 【補助対象者】

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設等

#### 【補助対象経費】

かかり増し経費（具体例は、別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、「対象経費」a～o を参照）

#### 【補助上限額】

別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、事業所・施設等の種別ごとに記載されている基準単価の額（短期入所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所にあっては、基準単価に施設の定員数を乗じて得た額）

#### 【補助金の額】

補助上限額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）

2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援の助成事業 ※詳細は申請要領参照

#### 【補助対象者】

令和 2 年 4 月 1 日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援（内容は申請要領を参照）を

行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助金の額】

利用再開支援を行った利用者 1 人当たり 1,500 円～6,000 円（別表の「(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」中、事業所ごと、支援内容ごとに記載されている額。）

**3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業** ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助対象経費】

「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用（具体例は、別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、「対象経費」a～f を参照）

【補助上限額】

別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、事業所の種別ごとに記載されている基準単価の額

【補助金の額】

補助上限額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）

**4 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業** ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和 2 年 2 月 13 日から同年 6 月 30 日までの間に、介護サービス事業所・施設等に通算 10 日以上勤務し、利用者と接する職員

【補助金の額】

職員 1 人につき **20 万円又は 5 万円**

〔慰労金 20 万円支給対象者〕 ※①及び②を両方満たす必要があります。

① 感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

② （通所・施設系）：感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った職員

（訪問系）：感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した職員

〔慰労金 5 万円支給対象者〕

・ 上記①及び②以外の職員

**II 補助事業期間**

令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 3 年 3 月 31 日（水）

・ 上記の期間内であれば、既に実施した事業も対象になります。ただし、感染症対策、慰労金の支給など、事業の性格上、早期に執行が求められるものですで、なるべく早期に完了するようお願いします。

・ 期間最終日までに事業を実施の上、I の 1 及び 3 の事業にあっては経費の支払先への支払まで、I の 4 の事業にあっては職員への慰労金の支払まで完了してください。

**III 申請手続き**

交付申請は、原則、法人が和歌山県内の各事業所・施設等分を取りまとめ、法人単位で申請してください。

1 申請の際の留意点

① 本事業については、I の 1 から 3 までの事業（以下「感染症対策支援事業等」という。）については、原則

精算払い（事業の完了後に補助金を交付すること）、Ⅰの4の事業（以下「慰労金支給事業」という。）については、原則概算払い（事業の完了前に補助金を交付すること）とします。そのため、感染症対策支援事業等と慰労金支給事業は、交付申請書を別々に作成して提出してください。

※感染症対策支援事業等で概算払いを希望する場合は、別途和歌山県長寿社会課までご相談ください。

- ② 感染症対策支援事業等については、事業の完了後（支払が完了後）に申請してください。

なお、事業所について1回の申請が原則ですが、申請額が基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）に満たない場合、当該基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）の上限まで、追加で申請（変更申請）することができます

- ③ 慰労金支給事業については、事業の完了前（職員への支払前）に申請してください（既に職員へ支払済みの場合は、事業完了後の申請も可能です。）。ただし、申請は1職員について1回限りです。

## 2 申請先、申請方法及び提出書類

### ① 申請先

本事業については、事業所・施設等の種別等により、以下のとおり申請先が異なります。各事業所・施設等においてご確認の上、適切に申請いただきますようお願いします。

種別	申請先
○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っていないもの）	<u>①、②双方に提出</u> ① 和歌山県国民健康保険団体連合会（国保連） 原則、電子請求受付システムによるインターネット申請 ※インターネット申請ができない場合、国保連に郵送で必要書類（CD-R又は書面）を送付 ※ <u>CD-R又は紙による介護報酬請求を行っている事業所・施設についても、「ID、仮パスワード」を国保連が発行することにより、インターネット申請が可能</u> <u>ですので、積極的にご活用ください。</u> 詳細は、国保連（下記掲載）までお問い合わせください。 ② 和歌山県長寿社会課へ郵送（書面） 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 ※慰労金支給事業について一部書類データ送付（申請要領に記載） 提出先：e0403006@pref.wakayama.lg.jp
○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っているもの）	和歌山県長寿社会課へ郵送（書面） 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 ※慰労金支給事業について一部書類データ送付（申請要領に記載） 提出先：e0403006@pref.wakayama.lg.jp
○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設の指定を受けているもの）	

### ② 申請方法及び提出書類

申請要領及び申請書記載マニュアルをご確認ください。

## 3 提出期限

### ○ 感染症対策支援事業等

原則、令和3年1月29日（金）まで（ただし、当該期間内に事業が完了せず、かつ、令和3年3月

31 日までに完了する見込みである事業に関しては、個別に相談に応じますので、長寿社会課まで早めにご連絡ください。)

○ 慰労金支給事業

原則、令和2年10月30日（金）まで

4 国保連電子請求システムによるインターネット申請について

国保連電子請求システムによるインターネット申請を行う場合は、作成した交付申請書（Excel ファイル）を下記ホームページにアクセスした上で、アップロードしてください。詳細は、申請書記載マニュアルをご覧ください。

<http://www.e-seikyuu.jp>

**IV 留意事項**

1 各事業ともに、各介護予防サービスも対象となります。介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととなります。

2 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととなります。

3 介護保険法による医療みなし指定事業所の指定を受けている場合又は障害福祉サービス事業所の指定と介護サービス事業所の指定を受けている場合にあっては、介護事業所としての業務に必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要となる場合に、本事業の対象となります。医療機関や薬局としての業務又は障害福祉サービスとしての業務に必要な経費が発生している場合や医療従事者又は障害福祉サービス従事者として慰労金が必要となる場合は、以下にてご案内しておりますので、ご確認ください。

なお、同一の対象に対し介護・医療・障害等の補助金を重複活用して支払うことや、同一の職員が重複して慰労金を受け取ることは禁止されていますので、ご注意ください。

- ・ 医療機関等における感染拡大防止等支援事業（和歌山県医務課） TEL 073-441-2955
- ・ 医療機関等における慰労金支給事業（和歌山県健康推進課） TEL 073-441-2643
- ・ 障害福祉サービスにおける感染対策徹底支援事業及び慰労金支給事業（和歌山県障害福祉課）  
TEL 073-441-2537

**V その他**

**1 県補助金等交付要綱、県申請要領、申請書記載マニュアル、各種様式等について**

「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご活用ください。

URL : <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

※ 隨時更新しますので、最新のものをご確認ください。

**2 厚生労働省 事業の概要、パンフレット、国実施要綱、Q&A 集、広報動画等について**

厚生労働省ホームページにて掲載されていますので、ご確認ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html)

(担当)

- 感染症対策支援事業等に関すること  
介護サービス指導室 TEL : 073-441-2527（直通）
- 慰労金支給事業に関すること  
長寿社会課振興班 TEL : 073-441-2519（直通）
- 電子請求受付システム「ID、仮パスワード」発行に関すること  
和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL : 073-427-4665
- 電子請求受付システムに関すること  
介護保険電子請求受付システムヘルプデスク  
TEL : 0570-059-402

別表 基準単価

助成対象		(1)① 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業所			
事業所・施設等の種別(※1)		令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1~28)(※2)			
通所系					
通所系	1 通常規模型	892	/事業所		
	2 通常規模型(Ⅰ) 通所介護事業所	1,137	/事業所		
	3 通常規模型(Ⅱ)	1,480	/事業所		
	4 地域密着型通所介護事業所(医療通所介護事業所を含む)	384	/事業所		
	5 認知症対応型通所介護事業所	375	/事業所		
	通常規模型 通所リハビリテーション事業所	939	/事業所		
		1,181	/事業所		
		1,885	/事業所		
短期入所系					
訪問系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44	/定員		
	10 訪問介護事業所	534	/事業所		
	11 訪問入浴介護事業所	564	/事業所		
	12 訪問看護事業所	518	/事業所		
	13 訪問リハビリテーション事業所	227	/事業所		
	14 定期巡回・随時巡回型訪問介護看護事業所	508	/事業所		
	15 夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所		
	16 居宅介護支援事業所	148	/事業所		
	17 福祉用具貸与事業所	148	/事業所		
	18 居宅環境整理事業所	33	/事業所		
	19 小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所		
	20 看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所		
	21 介護老人福祉施設	38	/定員		
	22 地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員		
	23 介護老人保健施設	38	/定員		
	24 介護医療院	48	/定員		
入所施設・居住系	25 介護療養医療施設	43	/定員		
	26 認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員		
	27 免認老人ホーム、認養老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員		
	28 免認老人ホーム、認養老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員		
対象経費(×3)					
<p>a 食生活用品等の感染症対策に要する物品購入</p> <p>b 外部専門家等による研修実施</p> <p>c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等</p> <p>d 感染発生時対応・衛生用品補充等に要する多機能型簡易居室の設置等</p> <p>e 感染防止を徹底するための面会室の改修費</p> <p>f 消毒・清掃費用</p> <p>g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費</p> <p>h 感染防止のための増員等、必要職員に係る職業紹介手数料</p> <p>i 自動車の購入又はリース費用</p> <p>j 自転車の購入又はリース費用</p> <p>k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く)</p> <p>l 告段と異なる場所でのサービスを実施する際の、燃料・物品の使用料</p> <p>m 告段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</p> <p>n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業者が訪問サービスを実施する場合)</p> <p>o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</p>					
<p>-事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>-また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。</p> <p>-1事業所・施設に(1)①と(3)①・②の両方を助成することができる。</p>					

\*1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※2 利用者は又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※3 かかり増し経費等として考えられるものを示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

助成対象		(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 令和2年4月1日以後、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)	(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 令和2年4月1日以後、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)
事業所・施設等の種別(※1)			
通所系	1 通常規模型 2 通所介護事業所 3 大規模型(I) 4 大規模型(II) 5 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む) 6 認知症対応型通所介護事業所		/利用者 200 /事業所
短期入所系	7 通常規模型 8 通所リハビリテーション事業所 9 大規模型(I) 10 大規模型(II) 11 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		/利用者 200 /事業所
訪問系	12 訪問介護事業所 13 訪問入浴介護事業所 14 訪問看護事業所 15 訪問対応型訪問介護事業所		/利用者 200 /事業所
多機能型	16 居宅介護支援事業所 17 電話による確認(※3) 18 訪問による確認(※3)	1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5) 3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	/利用者 200 /事業所
入所施設・居住系	19 居宅療養管理指導事業所 20 小規模多機能型居宅介護事業所 21 看護小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者 200 /事業所
	22 介護老人福祉施設 23 地域密着型介護老人福祉施設 24 介護老人保健施設 25 介護医療院 26 介護療養型医療施設 27 認知症対応型共同生活介護事業所 28 美濃老人ホーム、経営老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上) 29 美濃老人ホーム、経営老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員20人以下)		
助成額			・3つの箇(「換気が悪い密閉空間、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話を発生する密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようないの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 换気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費
		・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の差額が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上記額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指名を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にはサービス再開につながったか否かは判断しない。

- 在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健診状態、生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合
- 居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健診状態、生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合

※【在宅サービスの利用休止中の利用者】とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者)

※【「一の確認」とは、1回以上電話または訪問を行つて、記録を行つてのこと

※【「連携を行つた」とは、1回以上電話等により連絡を行つたこと

※【「調整等を行つた」とは、希望に応じた所要の対応を行つたこと

※3 1利用者につき、16と17は併用不可である。

※4 看護師、居宅管理制度者等を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、看護栄養士、歯科衛生士)

※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行つたこと

※6 かかりつけ医療機関として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
1	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)について、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象となる事業所の条件に、「事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者」とありますが、現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補正が完了していない施設、②設置届の書類提出もない施設、についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象となりますか。	届出が出されている有料老人ホームが対象となるため、未届の場合は、引き続き、届出を提出してください。
3	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の基準額について、事業所別の単価は、有料老人ホーム等の入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっています。「定員」は給付申請時の定員と解して良いですか。また、県への届出上の「定員」と現に運営する「定員」(定員を変更したにもかかわらず県への変更届が未提出)が異なる場合も想定されますが、その場合は、定員の変更届を提出させ、「給付申請時の県への届出上の定員」を「定員」として扱ってよいですか。	給付申請時の定員として差し支えありませんが、速やかに、定員の変更届等を提出するよう指導してください。
4	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象サービスについて、「介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む」と記載がありますが、指定サービスとは何を指しているのでしょうか。 市町村が事業者指定している事業所のみを対象という意味でしょうか。それとも委託・補助等の事業所も対象となりますでしょうか。	市町村が事業所指定している事業所のみを指しています。
5	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、(介護予防)特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象となりますか。	お見込みのとおりです。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
6	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	サービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないのでしょうか。	有料老人ホームに該当しないサービス高齢者向け住宅も対象となります。
7	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護予防・日常生活支援総合事業について、例えば、その他の生活支援サービスのうち、栄養改善を目的とした配食、住民主体のボランティアサービスなどであっても対象範囲とならないのでしょうか。	介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象になります。 これに加え、指定でない形で左記を含めて介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。 ただし、慰労金の対象は当該事業所に勤務する職員となり、ボランティアは対象となりません。
8	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、医療みなし指定の事業所も含まれるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となります。 ただし、当該補助金事業を利用した対象に対し、重複して他の補助金から支払いを受けることは禁止されています。
9	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	これまで介護報酬を請求したことのない(介護サービスを提供したことのない)医療みなし指定の事業所が、介護サービス分に係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできないという解釈でよいでしょうか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱いとなりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
10	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的に全く介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱いとなりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
11	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護保険の指定事業所で、たまたま、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所とならないのでしょうか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱いとなりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
12	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	基準該当サービス、離島相当サービスも対象となりますか。	基準該当サービス、離島相当サービスは介護保険サービスであるため対象となります。
13	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	市町村が事業者の場合も対象でしょうか(介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括支援センター内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのでしょうか)。	公立、民間は問いません。
14	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、①地域包括支援センターは対象となりますか。 ②対象となる場合、別添の単価表に項目がありませんが、どのように申請するのでしょうか。	①対象となります。 ②実施要綱別添単価表の※において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所とおなじとする」という部分で適用いたします。
15	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	生活支援ハウスは『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象施設に含まれますか。	生活支援ハウスは、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません。 (職員に対する慰労金のみ、対象となります。)
16	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	特定福祉用具販売は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象に含まれますか。	特定福祉用具販売は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません。 (職員に対する慰労金のみ、対象となります。)
17	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、①通所型B 及び ②一般介護予防事業を住民組織に委託し実施しております。 上記①及び②は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象に該当するでしょうか。	対象外となります。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
18	対象期間について	支援対象経費の対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいでしょうか。	お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。
19	対象期間について	支援対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象でしょうか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。	令和3年3月末までのリース費用が対象となります。
20	対象期間について	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となりますか。	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』においては、以下の取扱いになります。 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象
21	対象期間について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、「令和2年4月以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費…」とあるため、要請を受けての休業又は自主休業期間中に発生(支出)した費用は対象とならないのでしょうか。	令和2年4月1日以降の費用であれば対象となります。当該費用についてはまずは1次補正予算におけるサービス継続支援事業の優先活用をお願いいたします。
22	対象期間について	対象となる施設等について、 ①いつまでに事業開始した施設等が支援の対象でしょうか。(年度内であれば、3月31日事業開始でも対象となりますか。) ②対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したものも対象となりますか。(事業開始が10月1日の場合、9月中旬に購入したマスクや車であっても、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となりますか。)	①制度的には令和2年度内に開始した事業所まで対象となります。 ②新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。
23	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』におけるかかり増し経費は、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
24	補助対象の範囲について	『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)の対象例であった(割増)賃金や、職員の応援派遣に係る諸経費((割増)賃金、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)は、今回の『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)のかかりまし経費でも対象経費となると理解してよいでしょうか。	今回の『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』では、感染防止のための増員のために発生する追加的人件費のみが対象となります。
25	補助対象の範囲について	実施要綱3(1)①ウgで支援対象経費として「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」を挙げていますが、これには職員の給料も含まれますか。給料は介護報酬により措置されるものと考えますがいかがでしょうか(第1次補正のかかり増し経費については、割増賃金、手当という規定でした。)。	例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。
26	補助対象の範囲について	施設・事業所が、1次補正分でしか請求できない主な事業メニューをわかりやすくご教示ください。	職員の(割増)賃金、手当となります。
27	補助対象の範囲について	かかり増し経費ですが、平時でも使用するもの(衛生用品、タブレット、車等)か、感染症対策のための平時以上のかかり増し経費かどうかを、何をもって判断するのでしょうか。どのようなものが「かかり増し」となるか判断基準を明確に示してください。 「かかり増し」であることを事業者が証明する必要がありますか。	どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
28	補助対象の範囲について	『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)と、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)との併給が可能でしょうか。 介護サービス事業所等に対する『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)においては、「(割増)賃金・手当」が支援対象経費として認められていましたが、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)において支援対象経費に示されていないため併給(すみ分け)が可能と考えますが、いかがでしょうか。	『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)と、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)は新型コロナが発生した施設等を対象とするものです。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。ご指摘のとおり、職員の(割増)賃金、手当は、二次補正予算分では対象外となります。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上の介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
29	補助対象の範囲について	『サービス継続支援事業(一次補正予算分)』で掲げられているメニュー(令和2年3月31日以前を除く)は、全て『感染症対策を徹底した上の介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)に含まれているとすれば、令和2年4月1日以降分は二次補正予算を活用し、支援することとしてよいでしょうか。	一次補正予算分と二次補正予算分は、対象経費が異なること、また実際に新型コロナウイルス感染症が発生した施設等は、その他の施設よりもかかり増し費用がかかっていると考えられるため、二次補正予算分に一元化することは不適当と考えます。 そのため、一次補正予算分と二次補正予算分を合わせてご活用願います。
30	補助対象の範囲について	新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象として良いでしょうか。	対象として差し支えありません。
31	補助対象の範囲について	特別養護老人ホーム等の入所施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがあることから入院前に入所していた施設にとって再入所の受け入れ負担が重いとの声が強いです。 こうした場合における再入所受け入れ負担を軽減し、退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、特養等施設入所者の新型コロナウイルス感染による入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用(減収相当額)について、『感染症対策を徹底した上の介護サービス提供支援事業』の対象とはできますか。	『感染症対策を徹底した上の介護サービス提供支援事業』の対象は、感染症防止にかかるかかり増し費用を助成するものであるため、ご質問の費用を対象とすることはできません。
32	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上の介護サービス提供支援事業』の対象となるかかり増し経費について、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とありますが、空気清浄機も対象に含まれますか。	空気清浄機や体温測定器等も対象となります。
33	補助対象の範囲について	「空気清浄機も対象」とありますが、清浄方法に指定はあるのでしょうか。一般的に空気清浄機はフィルター方式かと思いますが、紫外線で空気を清浄する機器も「空気清浄機」としてとらえてよろしいのでしょうか。	空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
34	補助対象の範囲について	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となりますか。	新型コロナウイルスへの効果が認められると判断できる商品は対象として差し支えありません。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
35	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』(二次補正予算分)の対象経費の中には、『サービス継続支援事業』(一次補正予算分)と重複するものが多いですが、対象経費の内訳が分かれていれば、同一の事業所が両方の事業で支援を受けることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
36	補助対象の範囲について	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』と『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の両方で申請してもよいでしょうか。	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、『在宅サービス事業所における環境整備の助成事業』は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業で申請を行うことが可能です。
37	補助対象の範囲について	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるような「多床室の個室化」以外の壁工事等は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象となると解釈してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	補助対象の範囲について	コロナウィルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は、かかりまし経費として『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象となりますか。	お見込みのとおりです。
39	補助対象の範囲について	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について、 ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となりますか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となりますか。	①、②ともに対象となります。
40	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当しますか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
41	補助対象の範囲について	感染予防・体制構築支援のための物品購入、施設改修、追加的人件費等について、他の目的で活用(人件費の場合は他業務への従事)することは可能ですか。	感染予防・体制構築支援として整理できるものであれば対象となります。
42	補助対象の範囲について	かかり増し経費の例として、「感染防止のための増員…」とありますが、増員される職種は特に限定されていないのでしょうか。 例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等にあたる職員や、施設内の清掃職員なども対象となりますか。	職種に限定はありません。
43	補助対象の範囲について	かかり増し経費の例として、「…情報共有のための通信運搬費」とありますが、具体的にどのような経費を想定していますか。	一般的にコロナウイルス感染症が発生した場合においては、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し費用も読めるように例示しています。
44	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。
45	補助対象の範囲について	かかり増し経費の例として、「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)」とあり、オンライン面会等の導入にあたりWi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となります が、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
46	補助対象の範囲について	県や市町村独自の補助制度があり、それを利用している場合、申請はできないのでしょうか。	同じ名目と内容(領収書)の重複補助は受けることができませんが、各補助金等の目的を踏まえ申請し、不明な点は県に相談してください。
47	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の対象であるかかり増し経費について、「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるのでしょうか。	一律に求めることはしませんが、県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に根拠資料を保管しておいてください。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
48	補助対象の範囲について	現在建設中(今年度完成予定)のサービス付き高齢者向け住宅に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となりますか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
49	補助対象の範囲について	新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、室内を換気して3密を防ぐため、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となりますか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。
50	補助対象の範囲について	実施要綱3(1)①の支援対象経費の例に、「タブレット等のICT機器の購入費又はリース費用」とありますが、オンライン面会に活用するためのタブレット端末だけでなく、感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められますか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
51	補助対象の範囲について	支援対象経費に「自動車(自転車)の購入又はリース費用」とありますが、原動機付き自転車は対象となりますか。	対象として差し支えありません。
52	補助対象の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』の自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となりますか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのでしょうか。	リース契約については、令和2年度末の分までを対象といたします。
53	補助対象の範囲について	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ません。窓を開けることは出来ますが、利用者の危険が伴います。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいのですが対象となりますか。 老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱って良いでしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
54	補助対象の範囲について	<p>介護老人福祉施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっています。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となりますか。</p> <p>また、併せて転落防止器具の購入も対象となりますか。</p>	対象として差し支えありません。
55	補助対象の範囲について	<p>他の国庫補助金等で措置されているものについて、実施要綱等にて、「介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」と記載されていますが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることは出来ないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(例)他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることが可能ですか。</p>	<p>原則、他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできません。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として同目的を達成するためには措置されている1次補正予算及び2次補正予算を一括して申請する場合に限り、対象として差し支えない取扱いとしています。</p>
56	補助対象の範囲について	<p>『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』と『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の併用について、以下の形での申請は可能でしょうか。</p> <p>例)通所スタッフ(通常規模事業所)が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、      『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』で基準額満額の申請を行い、      『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業(再開環境整備助成事業)』で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入。</p>	<p>在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。</p>

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
57	補助額の算定、基準単価について	<p>『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができますか。</p> <p>例) 入所定員100名の介護老人保健施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設分: 38千円×100名=3,800千円</li> <li>・短期入所療養介護分: 44千円×100名=4,400千円</li> </ul> <p>合計 : 8,200千円</p> <p>また、両方の交付を受けることができない場合、全定員分(例の場合100名)について、基準単価が大きい短期入所療養介護分として交付を受けることができますか。</p>	<p>施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりです。</p> <p>①本体施設分 →本体施設の定員×基準単価</p> <p>②短期入所(空床利用型) →前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価を用いることとします。</p>
58	補助額の算定、基準単価について	空床利用の短期入所療養介護について、前年度の平均利用者数は、小数点以下切り上げでよいでしょうか(4.35名の場合は5名)。	差し支えありません。
59	補助額の算定、基準単価について	介護サービス提供支援事業における短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額(44千円)で補助してよろしいでしょうか。	併設型の短期入所については、左記の取扱いでかまいません。
60	補助額の算定、基準単価について	上限額未満で申請した事業者が、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできますか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。
61	補助額の算定、基準単価について	<p>『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、特養100床、ショート10床、デイ(通常規模)が併設されている施設の上限額は、以下のとおりでしょうか。</p> $(38,000円×100床)+(44,000円×10床)+892,000円 = 5,132,000円$	お見込みとおりです。

## 【Q&A】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
62	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』について、例えば、1つの診療所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額(通所リハ分939千円+訪問看護分518千円+訪問リハ分227千円=1684千円)まで申請・交付できるでしょうか。	併設事業所と同様、左記の取扱いで差し支えありません。

## 【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
1	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、医療みなしの事業所も含まれるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合等は、介護事業所としての申請が可能となります。 ただし、当該交付金事業を利用した対象に対し、重複して他の交付金から支払いを受けることは禁止されています。
2	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	特定福祉用具販売は、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』の対象に含まれますか。	特定福祉用具販売は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません(職員に対する慰労金のみ、対象となります)。
3	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	医療みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的に全く介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
4	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護保険の指定事業所で、たまたま、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
5	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	市町村が事業者の場合も対象でしょうか(介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括支援センター内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのでしょうか)。	公立、民間は問いません。
6	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となりますか。	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』においては、以下の取扱いになります。 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象

## 【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
7	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象でしょうか。</p> <p>4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのでしょうか。</p>	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。
8	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、次の例の場合、対象となると考えてよいでしょうか。</p> <p>(例1)4/15～利用休止 →5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超)</p> <p>(例2)4/15～利用休止 →5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満ですが、利用再開まで1ヶ月超)</p>	例1は対象となります、例2については再開支援実施時点で、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
9	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」が要件になっていますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。</p> <p>(※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっています。)</p>	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めていません。
10	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連係やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解でよいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

## [Q&A]在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
11	対象要件について	<p>在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所が、サービス再開にあたり利用者の健康状態等を確認する行為は、いわば通常の介護報酬において一定の評価をされているものとも言えますが、実施要綱においては、なんらかの確認等を行えばよいと解してよいでしょうか。</p> <p>また、例示された個々の行為(例えば「健康状態・生活ぶりの確認」)については、これ以上詳細な要件等ではなく、利用者との連絡に要した時間の長短等は間わないものと解してよいでしょうか。</p>	長期間のサービス利用が無い方については、初回のサービス利用と同様の丁寧なアセスメントが必要であると考えられますが、介護報酬ではその部分評価されていないため、本事業により評価を行うこととしています。利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
12	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの※1「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類により確認を行うのでしょうか。</p> <p>また、同※2 1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出してもらうのでしょうか。</p>	基本は配布している申請様式により確認を行うことし、根拠資料については、一律に求めることはせずに、県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱いとします。
13	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの※4「調整等を行った」とは、希望に応じて所要の対応を行ったこととあります。具体的に、「所要の対応」とはどういうことを指すのか、具体例を示してください。</p>	感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
14	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱別添単価表の※3「1利用者につき、居宅介護支援事業所の16(電話による確認)と17(訪問による確認)は併給不可」とありますが、居宅介護支援事業所以外のサービスは「電話による確認」と「訪問による確認」の併給が可能ということでしょうか。</p>	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』については、1人につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。 ※16と17は単価表が分割表示されており、併給可能と誤認される恐れがあつたため、注書きで「併給不可」と記載しています。
15	対象要件について	<p>『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』については、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となります。この場合の補助金の積算に含められる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

## 【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
16	対象要件について	在宅サービスの利用休止中の利用者についての事実関係の確認手法について明示してください。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。
17	対象要件について	「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上も調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定されます。いずれの場合にも、本事業の対象となるのでしょうか。	いずれの場合も対象となります。
18	対象要件について	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、3,000円×2=6,000円受け取れるのでしょうか。	左記のとおり、同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみの算定とします。
19	対象要件について	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされていますが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできますか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
20	対象要件について	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となりますか。 また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
21	補助額の算定、基準単価について	実施要綱3(3)①ウ支援額について、「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」には、対象経費の例が記載されておりませんが、これは、定額補助ということでしょうか。	定額補助となっております。

## 【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
22	補助額の算定、基準単価について	「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」において、居宅介護支援事業所が電話による確認について、看護師等が協力した場合:4.5千円となっておりますが、注釈(※5)では、「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、所要の対応を行ったこととあります。 これは、居宅介護支援事業所が電話確認し、さらに看護師等が訪問等した場合は、4.5千円となるという理解でよいでしょうか。	お見込み通りです。

## 【Q&A】在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

R2.7.30現在

No.	区分	質問内容	回答
1	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』について、医療みなしの事業所も含まれるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合等は、介護事業所としての申請が可能となります。 ただし、当該交付金事業を利用した対象に対し、重複して他の交付金から支払いを受けることは禁止されています。
2	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』について、1つの診療所(医療みなしの事業所)において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、 サービス種別ごとに上限額(通所リハ分200千円+訪問看護分200千円+訪問リハ分200千円=600千円)まで申請・交付できるということでしょうか。	併設事業所と同様、左記の取扱いで差し支えありません。
3	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	生活支援ハウスは『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれますか。	生活支援ハウスは、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません(職員に対する慰労金のみ、対象となります)。
4	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	特定福祉用具販売は、『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象に含まれますか。	特定福祉用具販売は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません(職員に対する慰労金のみ、対象となります)。
5	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	医療みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的に全く介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱いとなりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。

## 【Q&A】在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
6	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護保険の指定事業所で、たまたま、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
7	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	市町村が事業者の場合も対象でしょうか(介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括支援センター内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのでしょうか)。	公立、民間は問いません。
8	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	①『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の支援対象サービスに、「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 ②その場合、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』との併給は可能でしょうか。 （『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』のかかり増し経費の内容と、『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の環境整備費用の内容が重複していないことを前提として）。	①については、『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の支援対象サービスに、「共用型デイ」も対象に含まれます。 ②については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。
9	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』は、休止した在宅サービス事業所のみが対象となりますか。	事業所が「休止」したことは要件とはなっていません。
10	対象期間について	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となりますか。	『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』においては、以下の取扱いになります。 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象

## 【Q&A】在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
11	対象期間について	いつ時点の事業所が対象になりますか。令和2年度中という理解で良いでしょうか(そうなると今後許可された事業所も隨時対象になるということでしょうか)。	お見込みの通りです。新規事業所の取扱いについては、新規事業所であっても補助対象となります。
12	補助対象の範囲について	『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』について、支援対象経費「換気設備」がありますが、例えば、ダイキンの換気ができるエアコンも対象と考えてよろしいでしょうか。	感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。
13	補助対象の範囲について	環境整備に要する費用として、空気清浄器も含まれると考えてますが、その認識で間違えないでしょうか。	お見込みの通りです。
14	補助対象の範囲について	パソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダー等、このような電子機器等を使用して3密対策を避けるための遠隔会議(リモート等)の環境整備に繋がるのであれば対象となるでしょうか。	対象として差し支えありません。
15	補助対象の範囲について	新型コロナウイルス感染拡大のため、室内を換気して3密を防ぐため、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となりますか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。
16	補助対象の範囲について	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』と『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の両方で申請してもいいでしょうか。	『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
17	補助対象の範囲について	県や市町村独自の補助制度があり、それを利用している場合、申請はできないのでしょうか。	同じ名目と内容(領収書)の重複補助は受けることができませんが、各補助金等の目的を踏まえ申請し、不明な点は県に相談してください。

## 【Q&A】在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答

<介護慰労金関係Q&A>

番号		項目	質問内容	回答	備考
1-1	慰労金	申請	慰労金の申請は、法人単位で行わなければならないか。	慰労金の申請にあたっては、原則として法人単位で各事業所分をとりまとめて申請してください。 なお、複数の事業所を運営している法人が事業所単位で申請することも認めますが、その場合でも慰労金受給職員一覧表（別記第5号様式）は法人単位でとりまとめた上で申請してください。	
1-2	慰労金	申請	慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請をした場合はどうなるか。	慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があり、その中で当該職員が二重申請をしていないこと、二重申請が明らかとなつた場合は返納義務があることを誓約していただくこととしているため、各職員にあっては重複申請しないようご留意願いたい。 また、重複申請が確認できた場合は、当該法人からの申請に係る慰労金の支給が遅れることをご理解いただくとともに、重複申請がないようご留意ください。	
1-3	慰労金	申請	訪問看護ステーションのように介護と医療の双方の指定を受けている場合、慰労金については、医療分と介護分のどちらの対象になるか。	二重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。	
1-4	慰労金	申請	同一法人内で、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅と指定訪問介護事業所を運営している。 この場合、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅に勤務している従事者に対する慰労金は県へ、指定訪問介護事業所に勤務している従事者に対する慰労金は国保連へ申請するのか。	原則として、指定事業所分は国保連（データ）及び県（書面）へ、指定を受けていない事業所分は県（データ及び書面）へ申請をしてください。 なお、兼務している職員がいる場合は重複申請にならないよう留意してください。	
1-5	慰労金	申請	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅などは国保連合会ではなく県へ申請することとなっているが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合で、特定施設入居者生活介護のみ対応している従事員だけではなく、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員もあり、当該職員も支給対象となるような場合は、国保連合会への申請対象事業所と考えればよいか。	お見込みのとおりです。	
1-6	慰労金	申請	退職した者が県外に転出した（又は県をまたいで通勤していた）場合、個人からの申請をする場合の申請先はどこか。  例）勤務していた介護施設が和歌山県にあり、退職後大阪府へ引っ越したような場合や、大阪府から和歌山県内の介護施設に通勤していた場合	退職した者が個人で申請する場合は、勤務していた介護施設が所在する都道府県へ申請をしてくださいお願いします。 ※左記の例の場合は和歌山県へ申請してください	
1-7	慰労金	申請	退職した者に対して、介護サービス事業所・施設側から慰労金の対象になることを知らせないといけないのか。	退職者と連絡がつく場合は可能な限り周知にご協力をお願いします。	
1-8	慰労金	申請	退職者からの給付申請にあたっては、原則として当該退職者が勤務していた介護事業所等から勤務期間の証明を取得することになっているが、当該退職者が勤務していた介護事業所等においても当該証明書の写しをとっておく必要はあるか。	勤務期間の証明については、申請者及び事業所において写しを取っておく等、それぞれが適切に保管してください。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
1-9	慰労金 申請	派遣会社を通して介護保険事業所で勤務していた者が個人申請を行う場合、該当期間に在職していたことの証明は、どこから取得し、誰が保管すればよいか。	在籍の証明については、個人申請を行う者が、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者それぞれが保管してください。	
1-10	慰労金 申請	派遣労働者や業務受託者の労働者が慰労金の支給対象者となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いか。	慰労金の申請は、慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等が行うこととなるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から申請することとなります。	
1-11	慰労金 申請	個人申請にあたって、必ず過去に在籍していた事業所・施設等における勤務期間等の証明を取得しなければならないか。	個人用申請書に勤務期間等を証明する箇所がありますので、必ず対象期間に在籍していた事業所・施設等に記載・押印していただいた上で、申請をしてください。なお、個人申請を行う方から対象期間に在籍した事業所・施設等に依頼をしてください。	
1-12	慰労金 申請	法人単位での申請とされているが、都道府県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県が支給するのか。	重複して申請しないことが前提となりますが、慰労金を申請する介護事業所等が所在する都道府県が支給します。	
1-13	慰労金 申請	市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきか。	受託している事業者からの申請も認めます。	
1-14	慰労金 申請	市町村直営の事業所等で、適当な勘定科目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない場合はどうすればよいか。	左記のような場合は、個人申請となるが、市町村直営の事業所等で全ての職員分の個人用申請書をとりまとめた上で、県へ申請してください。	
2-1	慰労金 対象事業	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支給の対象となるか。	お見込みのとおりです。	
2-2	慰労金 対象事業	現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出も行っていない施設についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象となるか。	設置届を提出しており、有料老人ホームとして運営している施設が支給対象となります。	
2-3	慰労金 対象事業	サービス付き高齢者向け住宅も対象となっているが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいか。	登録しているサービス付き高齢者住宅が対象となります。	
2-4	慰労金 対象事業	慰労金支給事業は、医療みなし指定の事業所も含まれるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となります。 なお、同一の職員が介護と医療の両方から慰労金を受け取ることができませんのでご留意ください。 また、重複申請があった場合は当該法人（事業所）への慰労金の支給が遅くなることがありますので併せてご留意ください。	

<介護慰労金関係Q & A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
2-5	慰労金 対象事業	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所職員も対象になるか。	指定を受けて介護予防・生活支援サービスを実施している場合は「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象となります。 一方で、指定でない形（委託や補助）で介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合は原則として支給対象ではありませんが、緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合は指定でない形（委託や補助）であっても支給対象となります。	
3-1	慰労金 対象経費	慰労金を事業所から各個人に振り込む際の振込手数料は補助対象となるか。	各事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、慰労金の金額に加えて一括して申請してください（別記第4号様式に記載箇所があります）。	
4-1	慰労金 対象期間	令和2年7月1日以降に「患者又は濃厚接触者に対応」（訪問系の場合）又は「患者又は濃厚接触者が発生」（それ以外の場合）した場合は、20万円の支給対象となるか。	支給対象期間については、始期は各都道府県で異なるものの、終期については全国統一で令和2年6月30日となっています。 和歌山県の場合、支給対象期間は、令和2年2月13日から令和2年6月30日までの間となるため、7月1日以降に陽性者又は濃厚接触者に対応等した場合においては20万円の支給対象とはなりません。	
4-2	慰労金 対象期間	令和2年2月13日より令和2年6月30日での間に延べ10日以上勤務していることが支給対象者の条件となっているが、「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も同様に令和2年6月30日までを想定しているか。	お見込みのとおり、令和2年6月30日までとなります。	
4-3	慰労金 対象期間	「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなるのか。入院措置等の解除日までとなるのか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいのか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。	
4-4	慰労金 対象期間	慰労金について、いつ時点の事業所が対象になるか。 (令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となるのか。)	慰労金に係る新規事業所又は廃止事業所の取扱いについては、事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績があり支給要件を満たす職員は支給対象となります。 なお、廃止した事業所において対象期間に勤務実績があり、支給要件を満たす職員は個人で申請をしてください。	
5-1	慰労金 支給対象者	介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされているが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることで良いか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となります。1人につき1ヶ所から申請を行うこととなります。	
5-2	慰労金 支給対象者	医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るとあるが、「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。重複受給はできません。	

<介護慰労金関係Q & A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
5-3	慰労金 支給対象者	利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時に利用者に接する業務を行った場合は対象となるか。 また、その臨時の対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。	お見込みのとおりです。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。 ただし、居宅療養管理指導事業所の職員及び特定福祉用具販売の福祉用具相談専門員については、居宅療養管理指導や特定福祉用具販売のサービスを提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上あれば当該職員は対象となります。	
5-4	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。	
5-5	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員が対象とされているが、以下の職員も対象に認められるのか。 例) 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア	派遣労働者、業務受託者であっても支給要件に該当すれば支給対象となります。ただし、ボランティアや研修の一環として業務を行っている者は対象となりません。	
5-6	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人（事業所）においてなされるのか。	最終的には県で判断しますが、一義的には事業所、施設において判断をお願いします。 なお、要件に該当した者を排除することは認められません。	
5-7	慰労金 支給対象者	居宅療養管理指導（みなし指定を含む。）のサービスを提供した場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるということですか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上あれば当該職員は対象となります。	
5-8	慰労金 支給対象者	生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるか。	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象となります。 なお、感染症対策支援事業、個別再開支援助成事業、利用者への再開支援事業及び再開環境整備助成事業は対象外となります。	
5-9	慰労金 支給対象者	特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのか。	原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象となります。 なお、感染症対策支援事業、個別再開支援助成事業、利用者への再開支援事業及び再開環境整備助成事業は対象外となります。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号		項目	質問内容	回答	備考
5-10	慰労金	支給対象者	訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。	訪問介護事業所等において、事務員等が感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一緒に実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の扱いとなります。	
5-11	慰労金	支給対象者	施設等の厨房、清掃や送迎の職員は対象に含まれるか。 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれるか。	支給対象は職種で区分していませんので、左記の職員も利用者に接する業務を行っていた場合は支給対象となります。	
5-12	慰労金	支給対象者	介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業の事業所に勤務し、利用者と接する職員で支給要件に該当する職員も対象になるか。	原則として、介護予防・生活支援サービス事業の指定サービスとして実施されれば支給の対象となります。	
5-13	慰労金	支給対象者	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかる者で利用者と接触しない者は対象となるのか。	利用者と接触する職員でない場合は対象なりません。	
5-14	慰労金	支給対象者	「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とあるが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいか。	お見込みのとおりです。事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象なりません。	
5-15	慰労金	支給対象者	慰労金の支給対象者は「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」が要件の一つとなっているが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするということですか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。 なお、同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。	
5-16	慰労金	支給対象者	慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことです、例えば、介護施設に5日、障がい者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となるか。	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日を合算して差し支えありません。	
5-17	慰労金	支給対象者	慰労金の支給要件（期間内に10日以上勤務した者）について、同日に介護施設と障害者施設に勤務した場合は、2日間勤務したとみなされますか。	同一日であれば、1日とカウントします。	
5-18	慰労金	支給対象者	介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上の勤務について、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解で良いか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。	
5-19	慰労金	支給対象者	和歌山県の場合は令和2年2月13日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とあるが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した場合で「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのか。	お見込みのとおりです。対象なりません。	

＜介護慰労金関係Q&A＞

番号	項目	質問内容	回答	備考
6-1	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。	
6-2	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に介護事業所が併設している場合、その介護事業所の利用者において感染者・濃厚接觸者は発生していないが、病院として感染者・濃厚接觸者を受け入れている場合、20万円の支給対象となるのか。	医療機関と同一空間を共有する併設の介護事業所の場合は、感染者・濃厚接觸者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。	
6-3	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	介護事業所等の職員のみ新型コロナウイルス感染症患者となった場合（利用者・入所者に感染者は出でていない。）、当該事業所・施設等に勤務して、利用者と接する職員（罹患した職員及びその他の職員）は20万円支給対象者となるのか。	感染者又は濃厚接觸者である者は「利用者」に限られるため、利用者に感染者又は濃厚接觸者がいない場合は20万円の対象とはなりません。	
6-4	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接觸者発生日以降とあるが、発生日とはどの日を指しているのか。	感染者については症状が出た日、濃厚接觸者については感染者と接触した日となります。	
6-5	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	「濃厚接觸者」には、「濃厚接觸者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まれないと解してよいか。	含みません。	
6-6	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるのか。	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。	
6-7	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	次の場合、給付額は20万円になると解釈してよいか。  4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用 (6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触)  上記の際の6月1日採用職員の給付額について	20万円の給付額となります。	
6-8	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	以下のとおり訪問入浴サービスを提供した場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。  5月20日 利用者にサービス提供（家族の感染情報なく、濃厚接觸者と認識せずにサービスを提供） 5月21日 利用者の家族の陽性を確認（発症日：5月14日） 5月24日 利用者の陽性を確認（無症状）	5月20日以前に利用者自身が「濃厚接觸者」に該当する者であれば、給付額は20万円となります（サービス提供時点で「濃厚接觸者」に該当しなければならない）。	
6-9	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	「濃厚接觸者である利用者に対応した」とあるが、濃厚接觸者の定義は何か。	まず、濃厚接觸者であるかは保健所が判断します。 保健所等から濃厚接觸者の情報が得られない場合について、以下の全てに該当した場合は、対象として差し支えありません。  ①濃厚接觸者である利用者に保健所から連絡が入る ②濃厚接觸者である利用者が、保健所から自身が濃厚接觸者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供	

<介護慰労金関係Q & A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
6-10	慰労金 陽性（濃厚接觸者）	利用者に新型コロナウイルス感染症が発症又は濃厚接觸者である利用者に対応した職員は一人20万円とされているが、通所リハで、利用者の家族が新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接觸者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのか。 また、入所者が入院後に陽性反応が出た場合は、20万円の対象となるのか。	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接觸者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円の支給対象となる。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となる。	
7-1	慰労金 支払	県からの交付決定通知を待たずに、事業者負担により慰労金交付決定額と同額の支払いを先に行なうことは可能か。	先行して職員に慰労金の支給をした後に、慰労金の代理申請を行うことも可能です。	
7-2	慰労金 支払	慰労金は給与と一緒に支払ってもよいか。	慰労金は非課税所得となりますので、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないよう留意してください。 また、給与でないため、社会保険料の天引き等もできません。	
7-3	慰労金 支払	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給か。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。 ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。	